

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

【 経営理念 】

市民誰もが 自分らしく輝き 支え合う
福祉のふるさとづくり

【 経営ビジョン 】

経営理念の実現に向けて

- ▶ 【共感】 共感の輪を広げ 笑顔の福祉活動を育む社協を目指します
- ▶ 【共創】 思いをつないで 地域社会と福祉を創る社協を目指します
- ▶ 【共生】 自分らしく輝く ふだんの暮らしを守る社協を目指します

私たちは、三つの社協らしさで地域社会に貢献します

(第1期中期経営計画より)

○ 福祉の動向

国は今、「我が事・丸ごと」をキーワードとした『地域共生社会の実現』を福祉政策に掲げています。これは公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換による「包括的な相談支援体制の構築」と、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換による「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」でその実現を目指すものとされています。

そして雲南市では、地域共生社会の概念の中で高齢期のケアを担う「地域包括ケアシステムの構築」が進められています。これは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組みの確立を目指すものです。

これらの取り組みは、雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がその使命として取り組んできた「地域福祉の推進」と軌を一にするものです。これらが重視するのはいずれも、「地域が持つ福祉力」と「公的な支援体制」の協働と、これによってこそ成し得るとされる『誰もが安心して暮らせる地域づくり』です。

I 基本方針

本会は、多職種連携のもとで進められる前述の福祉政策において、質の高い福祉サービス提供を通じた公的な支援体制としての役割を果たしていきます。

そして、当該政策が重視する地域連携においても、地域自主組織福祉部や関係者と共に、地域のもつ福祉力が地域住民の共感とやりがいのもとに高まっていく住民主体の活動実践を進めていきます。

今年度は、第1期中期経営計画で掲げた「社会福祉協議会の専門性（社協らしさ）」を役職員がしっかりと自覚し、これを発揮することで雲南市が進める地域福祉政策の一翼を担うものとします。

○ 社協の専門性を発揮した地域を基盤としたソーシャルワークの実践

「個を地域で支える援助」と「個を地域で支える地域をつくる援助」を一体的に進めていく、地域を基盤としたソーシャルワークを実践します。

- ▶ 福祉サービスを必要とする地域住民やその家族の相談を受け止め、地域での生活を支えるために必要な個別支援を展開します。
- ▶ 当事者や家族が地域で安心して暮らせるために、地域住民が個の福祉課題を「我が事」としてとらえ、できることから支え合っていこうとする地域づくりをコミュニティワークにより進めます。
- ▶ 本会が実施する福祉サービスと地域が持つ福祉力との共創により、互いの強みを活かしたハイブリッド型の福祉サービスの開発を進めます。

○ 地域包括ケアシステムの構築における社協らしい事業展開

単に福祉サービスの提供だけにとどまらない、「地域が持つ福祉力」と

「多職種間の連携力」を高めていく視点に立った事業展開を進めます。

- ▶ 生活支援では、新たに自主事業となる『見守りに資する配食サービス事業』において、「本会が担う公的な支援」と「地域が持つ福祉力」の共創を図り、地域包括ケアシステムが指向する住民主体の生活支援の実践を進めます。
- ▶ 介護予防では、介護保険事業となった『介護予防はつらつ事業』において、これまでの3つの機能向上（運動・栄養・口腔）と認知症予防活動等の充実を図るとともに、利用者やボランティアが地域の子どもたちの福祉の心を育む担い手として活躍できる場としての実践を進めます。
- ▶ 在宅福祉と施設福祉では、各訪問介護事業所やえがおの里において市立病院地域ケア課医師等の参画を得て、医療・介護の連携を基盤とした中山間地域での在宅医療や終末期医療など、包括的なケア実践に向けた研修会等を重ね、相互の連携力と実践力を高めます。

○ 地域包括支援センターの受託に向けた準備

『地域共生社会の実現』と「地域包括ケアシステムの構築」が地域福祉の政策として進められていく中で、その要として位置付けられる地域包括支援センターの機能の充実が求められています。「地域福祉の推進」という本会の使命に鑑み、雲南市や雲南広域連合等の関係機関とともに、その受託に向けた協議を進めます。

○ 市内の社会福祉法人との連携による相互の強みを活かした地域貢献

平成29年の社会福祉法の改正において、社会福祉法人には地域社会の一員として「地域における公益的な取組を実施する責務」が課せられました。

市内14の全ての社会福祉法人により組織化された「雲南市社会福祉法人連絡会」を基盤として、社会福祉法人の専門性を発揮できる協働事業の実践を進めます。

○ よりよき社協を目指す第1期中期経営計画の実践

第1期中期経営計画は、本会が社会に貢献するために、組織を継続し成長させていくことを目的とした計画です。

この着実な遂行は、経営ビジョンの実現に向けて各々の部門が目指すべき部門ビジョンの実践から始まります。

平成30年度は、第2年次行動計画の実践評価を踏まえ、第3年次行動計画を着実に遂行していきます。

以下、5つの事業部門ごとに事業の実施計画を掲げ、社協らしい地域福祉を推進します。

Ⅱ．事業実施計画

1 法人運営事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

社協らしさを発揮できる

全体最適化に向けた 経営管理マネジメントの実践を目指します

○ 重点目標

- ▶ 法人経営を統括する組織の司令塔として、事業を担う役職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる、組織の経営基盤強化に取り組みます。
- ▶ 役職員一人ひとりがそれぞれの業務に専念し、その能力を十分発揮できるようにするとともに、これらの力を合わせ、社協全体を最適化していく経営管理マネジメントにより、総合力を生かした社協らしさを発揮できる組織経営を目指します。

1. 法人運営事業

(1) 法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化に努める。

① 各種会議の開催

ア．理事会（年7回予定）

イ．評議員会（年4回予定）

ウ．三役会（随時）

エ．理事事業担当部会（随時）

総務企画部会、地域福祉部会、介護保険事業部会、保育事業部会

オ．地域福祉委員会（年2回予定）

各福祉圏域毎に開催

カ．評議員選任解任委員会（必要に応じて）

キ．企画調整会議（月1回以上）

② 監事による監査の実施

ア．定期監査（5月）

イ．中間検査（12月）

③ 各種法令に基づく定款、諸規程等の整備及び改正

④ 事業運営透明性の向上（計算関係書類及び財産目録、現況報告書の公表）

⑤ 個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築

⑥ 職員による内部経理検査の実施（年2回全事業所実施）

⑦ 障がい者雇用の促進

⑧ 適正な会計処理の実施

(2) 法人運営のための財源確保策の強化を図る。

① 社協会費・共同募金配分金・寄附金等自主財源

② 雲南市補助金、負担金、委託料、指定管理料

③ 島根県社会福祉協議会受託金

- ④ 介護保険事業介護報酬、利用料等
- ⑤ 目的別積立金造成(修繕積立金、人件費積立金等)

(3) 雲南市地域包括支援センターへ職員出向する。

地域包括ケアの一翼を担うため引き続き 5 名の専門職員（看護師 2 名、社会福祉士 3 名）を雲南市包括支援センター（本庁・大東）に出向する。

(4) 役職員の資質向上のため研修等取り組みの強化を図る。

- ① 役員を対象とする研修会等の実施と参加
 - ア. 地域福祉推進研修
 - イ. 人権同和研修
 - ウ. 各種外部研修会（県社協）への参加
- ② 職員を対象とする各種研修の実施と参加
 - ア. リスクマネジメント研修（7 月予定）
 - イ. ハラスメント研修（11 月予定）
 - ウ. 福祉職員生涯（新任・中堅等）研修・コミュニティソーシャルワーク研修等の受講促進
- ③ 職員の資格等取得促進
 - 社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、衛生管理者ほか

(5) 関係機関との共催による総合的福祉事業を実施する。

- ① 雲南市戦没者追悼式の開催（7 月 6 日予定）
主催：市・社協
- ② 雲南市総合社会福祉大会の開催（10 月上旬予定）
主催：市・社協・民児協・老連
- ③ 第 12 回雲南市民歳末余芸大会の開催（12 月上旬予定）
主催：市・社協・山陰中央新報社・J A・商工会

(6) 各種計画の策定及び具現化に向けた進行管理を行う。

- ① 中期経営計画の 3 年次行動計画の実施
経営計画推進会議の設置と計画進行
- ② 一般事業主行動計画(次世代法、女性活躍推進法)の進行管理

(7) 災害ボランティアセンター設置運営にかかる研修会の開催

- ① 災害ボランティアセンター運営者・運営支援者養成講座の開催
【新規】

(8) 雲南市指定管理者制度による社会福祉施設の管理を行う。

- ① 大東町地域福祉センター
- ② 大東健康福祉センター
- ③ 木次町高齢者コミュニティセンター
- ④ 三刀屋健康福祉センター
- ⑤ 掛合健康福祉センター
- ⑥ 掛合高齢者生活福祉センター
- ⑦ 入間コミュニティセンター
- ⑧ 中野多目的集会センター

(9) 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理を促進する。

- ① 衛生委員会の設置（大東事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全

体)

- ② ストレスチェックの実施
 - ア. 全職員(常勤職員)を対象に9月～10月に実施
 - イ. 高ストレス者に対する面接指導又は健康相談の実施

(10) 適正な労務管理の実施

- ① 社会保険労務士と顧問契約による適正な労務管理の実施
- ② 無期転換ルールへの対応
 - ア. 無期転換制度の周知
 - イ. 対象者への説明会の実施
- ③ 労務管理業務のアウトソーシングの実施

2. 広報・啓発事業

親しみやすく分かりやすい広報の推進

- ① 社協だより (12,900部×年4回)
- ② 地域の福祉 (12,900部×毎月)
- ③ ホームページの更新 (随時更新)
- ④ 広報編集会議の開催

3. 弔電お供え事業

社協会員の死亡に際し、遺族に弔電を送り弔意を表す。

4. “日本赤十字社島根県支部雲南市地区”運営事業

人道・博愛の赤十字精神に基づいた市地区事業と事務局運営を行う。

- ① 日赤事業の啓発活動の推進
- ② 会費の募集活動の推進 (5月)
- ③ 学校や地域へ救急法等研修の斡旋
- ④ 災害時の対応
- ⑤ 義援金活動への協力

5. 地域公益活動の推進

- ① 市内14法人による「雲南市社会福祉法人連絡会」の事務局運営の実施
- ② 地域における公益的な取組とする「身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業(仮称)」の実践に向けた研究・協議

2. 地域福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

住民主体を地域と育む

共に考え 悩み 喜ぶ

地域を基盤としたソーシャルワークを実践します

○ 重点目標（地域包括ケアシステムの一翼を担う事業展開）

- ▶ 住民福祉活動組織と共に地域の福祉活動への共感を広げ、やりがいを基盤とした共助（互助）を育みます。
- ▶ 福祉サービスを必要とする方が地域でその人らしく暮らせるよう、地域生活支援を視座とした個別支援を実践します。
- ▶ 誰もが安心して暮らし続けられる地域の実現に向けて、地域住民と専門職の協働を促進します。

1) 生活支援・相談センター

○ 運営方針

～相談を受け止め 課題解決を共に目指し

その人が主役の自立支援を進めます～

○ 実施事業

1 総合相談と生活支援

多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、改善・解決に向けた支援体制を構築し、その人の自立を支援していく。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

相談者に寄り添い複合化した生活課題を解きほぐし、生活を立て直すプランによる各支援機関等との連携で、自立に向けた包括的支援を行う。

- ① 総合相談（「アウトリーチ：訪問による相談援助」を含む）
- ② 分析・支援ニーズの把握
- ③ 支援プランの作成
- ④ 支援調整会議・サービス提供
- ⑤ 定期的なモニタリング（状況把握）・必要に応じたプラン修正
- ⑥ 終結・フォローアップ（追跡評価）

(2) 生活困窮者家計相談支援事業（市受託事業）

本人と共に家計状況を点検し、課題を“見える化”した家計再生プランにより自立意欲を促し、自立した家計管理に向けた伴走型支援を行う。

- ① 家計管理に関する支援
- ② 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援
- ④ 貸付の斡旋

(3) 生活困窮者就労準備支援事業（市受託事業）【新規】

日常や社会生活上で自立が不十分な方に、計画的・集中的な支援により、一般就労に必要な基礎能力の形成などの支援を行う。

- ① 生活自立支援（起床や定時通所の促しなど）
- ② 社会自立支援（基本的コミュニケーション能力の形成など）

- ③ 就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書作成指導など）
- (4) 暮らしの相談（法律相談：無料・予約制）
 - ① 弁護士相談（毎月第2木曜日）
 - ② 司法書士相談（毎月第4金曜日）
- (5) 地域を基盤とした相談ネットワークづくり
 - ① 民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等と連携したニーズキャッチと支援の仕組みづくり
 - ② 雲南市社会福祉法人連絡会と連携した「暮らしの安心を支える身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業（仮称）」実践に向けた研究・協議

2 生活資金の融資

総合相談で受け止めた生活困窮課題の改善・解決に向け、必要な生活資金を融資し、その人の自立を支援していく。

- (1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- (2) 民生融金貸付事業

3 窮迫課題への対応

総合相談で受け止めた窮迫する生活困窮課題に即時対応し、必要な生活支援に的確につなぎ、その人の自立を支援していく。

- (1) 緊急現金の貸付け（民生融金特例貸付け）
- (2) フードバンク事業
- (3) 自立生活促進備品バンク事業
- (4) 入居債務保証支援事業（県社協制度と連携）
- (5) 制度の狭間の支援ニーズへの対応策の研究・開発

2) 権利擁護センター

○ 運営方針

～意思決定を支え 権利を擁護し

その人らしい安心な暮らしの実現を支援します～

○ 実施事業

1 権利擁護による生活支援

高齢や障がいなどで判断能力に不安を感じる方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域でのその人らしい安心な暮らしを支えていく。

- (1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
 - ① 支援プラン作成
 - ② 生活支援
 - ア 福祉サービス利用援助
 - イ 日常的金銭管理サービス
 - ウ 書類等の預かりサービス
 - エ 定期的な訪問等による状態把握、見守り
 - ③ 地域や生活支援関係機関との連絡調整
 - ア ケース検討会議等への参加
 - イ サービス調整会議の実施

- ④ 生活支援員研修
 - ア 島根県社会福祉協議会主催の研修への参加
 - イ 権利擁護センター主催による研修会の開催
- ⑤ 利用者負担額助成
 - 雲南市補助制度による利用者負担額の軽減
- (2) 法人後見事業（法人による成年後見への取り組み）
 - ① 運営委員会の運営（年2回）
 - ② 受任審査会の運営（随時）
 - ③ 被後見人等に対する成年後見制度に基づく支援
 - ア 財産管理
 - イ 身上監護
 - ウ 家庭裁判所、関係機関等との連絡調整等

2 当事者組織等の支援

当事者主体の地域福祉活動の推進を目的として、当事者組織の特性が発揮されるようにその活動を支援する。

- (1) 活動実践の支援（事務局）
 - ① 雲南市母子会
 - ② 雲南市手をつなぐ育成会
 - ③ 雲南市身障者協会
 - ④ 被爆者協会（木次圏域）
- (2) 活動財源の助成
 - 前項の4団体と雲南市遺族会への助成

3) 福祉のまちづくり促進センター

○ 運営方針

～地域住民一人ひとりが主役で目指す

“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支援します～

○ 実施事業

1 福祉教育の推進

学校や地域住民、ボランティア等と共に学び合う場づくりを進め、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていく。

- (1) 学校における福祉教育
 - ① 総合的な学習の時間などにおける福祉学習の実践支援
 - ア 担当教諭との協同による支援計画の作成・実践・振り返り（リフレクション）
 - イ 福祉教育推進マニュアル（仮称）の策定と活用
 - ② 様々な社会資源を活かした体験学習の実施
 - ア 福祉当事者等をゲストティーチャーに迎えた活かした学習実践
 - イ 中学校生徒を対象としたサマーボランティアスクールの実施
 - ウ 介護予防はつらつ等と連携した高齢者が担い手となる学習実践
 - エ 社会福祉法人等と連携した「福祉が伝わる」学習の企画・実践

(2) 地域を基盤とする福祉教育

① 地域自主組織と連携した福祉教育

ア 活動実践を通じた振り返りと学び合いの場づくり（ふくしを思う人づくり推進事業）

イ 認知症を学び地域で支える学び合い講座等の協同実践

② ボランティアグループ等と連携した福祉教育

活動推進を目的とした研修の協同実践

③ 支え合う福祉のまちづくり講座（出前講座）の開催

在宅福祉部、施設福祉部と連携した地域に出向く対話による学び合う出前講座の開催

2 小地域福祉活動の推進

住民自治を担う地域自主組織と共に、地縁の力を発揮した“その地域ならではの暮らしの支え合い（共助[互助]）”を深めていく。

(1) 活動実践の支援（地区の希望に基づき実施）

① 地区別実践検討会議

地区に出向いて事業運営等の情報交換と実践検討を行う

② 町別実践検討会議

町単位で当該町内地区同士の事業運営等の情報交換と実践検討を行う

③ ふくしの基礎編学び合い会議

福祉部の初任者等を対象に、実践の柱となる基礎的知識等を学び合う

④ 課題解決学び合い会議

活動上の課題をテーマに、解決・改善に向けた方策を学び合う

⑤ 事業別実践学び合い会議

事業別に実践地区が集い、成果・課題・ノウハウ等を学び合う

⑥ 地域包括ケアシステム「互助」実践学び合い会議

地域のやりがいを育む活動のあり方を地域と共に考え学び合う

(2) 活動財源の支援

① 赤い羽根地区福祉委員会活動助成

② ふれあい・いきいきサロン活動助成

3 ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを核に、共感（志縁）の力を発揮した“ボランティアならではの暮らしの支え合い（共助[互助]）”を深めていく。

(1) ボランティアセンターの運営（活動実践者・関係支援機関等で構成）

① 事業企画・運営等の協同実践

ア ボランティアセンター運営委員会の開催（年2回）

イ 事業企画・運営等の連絡調整

② ボランティア活動者の開拓

ア ボランティア活動実践者と市内高校との連携による高校生ボランティアチャレンジの促進

イ ボランティア活動者等との連携による活動者開拓

(2) 活動実践の支援

① 活動の相談と個別の支援

② 活動推進を目的とした研修及び情報交換会の協同実践

- ア 音訳ボランティア研修会
- イ 除雪ボランティア情報交換・研修会
- ウ 介護予防はつらつボランティア情報交換・研修会（希望地区）
- エ 活動実践団体等との共催等による情報交換・研修会

4 住民参加による地域生活支援事業

地域自主組織、ボランティア活動実践者、行政、関係機関等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業を展開する。

- (1) 見守りに資する配食サービス事業【新規】
 - ① 見守りに資する配食サービスの実施

高齢者等の自宅に定期的に弁当を配達することで食の自立を促し、併せて見守りを行うことで安心・安全な地域生活を支援する。
 - ② ①の事業実施に必要な地域のネットワークとの連携構築

地域自主組織・民生児童委員協議会・住民ボランティア等が行う高齢者の見守りと生活支援を目的とした生活支援網との連携の仕組み化を図る。
- (2) 地域子育て支援事業

地域自主組織、NPO、子育て支援センター、民生児童委員、ボランティアなどの協力で、子育てサロンを実施（吉田福祉圏域）
- (3) 音訳広報事業

市内6福祉圏域の各音訳ボランティアグループの協力で実施

 - ① 音訳ボランティア録音機材の調整等
 - ② 市報うんなんを音訳CD録音し、希望の方へ配布
- (4) 郵便による見守り事業

郵便局、事業所、市民ボランティアなどの協力で実施

 - ア 大東町 まめなかね通信
 - イ 加茂町 友愛はがき
 - ウ 木次町 愛のおたより推進運動
 - エ 三刀屋町 愛の絵てがみ運動

5 民生児童委員協議会の活動支援

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動を支援する。

- (1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援

事務局業務（本所担当）
- (2) 6単位法定民生児童委員協議会活動支援

事務局業務（各支所担当）

6 雲南市共同募金委員会の運営（島根県共同募金会の傘下事業として実施）

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にしたい、赤い羽根共同募金運動を展開する。

- (1) 雲南市共同募金委員会の運営
 - ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
 - ② うんなん手のひら募金の実施（01月1日～03月31日）
 - ③ 募金百貨店プロジェクトの推進（随時）
 - ④ 募金付き自動販売機の設置推進（随時）

3. 在宅福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

私たちは「その人らしい普段の暮らしを支え続ける一人ひとりを見つめた介護サービスを実践します」

- ▶ 市場原理が働きにくい中山間地域における介護サービスのセーフティネットとしての役割を担います。
- ▶ 地域福祉を視座とした社協らしい在宅福祉の具現化に向けて、他部門と連携した地域生活支援に取り組みます。
- ▶ 「住み慣れた地域で暮らし続けること＝ふだんの暮らし」が「その人にとってのしあわせ＝自分らしい輝き」であるために、一人ひとりを見つめた、高品質な介護サービスの実践を目指します。

<重点実施項目>

1. 介護保険制度改正への的確な対応による経営の安定

介護保険制度改正への的確な対応を図るとともに、経営状況の把握と分析を行い、拠点区分での独立採算性を基本として経営基盤の安定を図る。

2. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み

質の高いサービスを提供するために、担い手である職員の確保とキャリアパスを踏まえた育成を図り、専門性を深めるための研修の促進、職員の処遇改善の充実、意欲と誇りをもって働くことができる職場環境の醸成を図る。

3. 医療・介護連携の促進

地域包括ケアシステムが推進されるなか、3つの訪問介護事業所において、雲南市立病院地域ケア課と在宅医療・介護における連携を図るとともに、通所介護事業所おおぎ・デイサービスセンターみとやにおいて理学療法士を配置し在宅福祉サービスの充実に努める。

4. 地域との連携

地域の様々なボランティアの受入れや出前講座等による地域活動への参加等、地域との連携に努める。

【在宅福祉課】

1. 介護予防はつらつ事業（介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA）

- ①地域包括ケアシステム推進の一翼を担うため通所型サービス事業対象者と認定された方に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、閉じこもり予防等の各プログラムを、関係機関と連携を図りながら実施する。
- ②各交流センターやボランティアなど、地域と一体とした活動により高齢者の生きがいと社会参加を促進することで、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるように事業を行う。
- ③利用回数、料金等
 - ・市内全域の交流センター等を会場にサービスを提供。
 - ・一人あたり回数 月3回
 - ・利用料 基本料金 月額料金

(1割負担 1,367円、2割負担 2,734円)

昼食・茶菓代 1回 600円

2. 介護職員初任者研修事業の実施（雲南広域連合委託事業）

雲南広域連合からの委託事業として介護保険事業所の福祉人材育成を目的として介護職員初任者研修事業を実施する。

3. 介護の入門的研修の実施【新規】

介護人材の確保・育成を目的として研修会を実施します。

介護に関心のあるすべての方（高校生を含む）を対象に21時間（3日間）の講義・実技を実施する。また、就労希望者には就労支援機関（ハローワーク等）による就労相談や職場見学・体験等支援を行う。

【大東介護事業所】

《訪問介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○訪問介護事業・第1号訪問事業

○障がい者居宅介護事業

○移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。

◇利用者及びご家族に寄り添い、住み慣れた地域で安心して在宅生活が続けられるようサービスを提供していく。

◇職員間や他事業所との連携を図り、状態変化等に速やかな対応ができるよう努める。

◇各種研修に積極的に参加し、ヘルパーの質や技術の向上に努める。

《通所介護事業所おおぎ》 ※定員30名

営業日：月曜日から土曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供時間：9時20分から16時30分

○通所介護事業・第1号通所事業

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇利用者様の人権を尊重し、心のこもったサービスを提供する。

◇理学療法士による個別や集団の機能訓練を新たに取り入れ、利用者様ひとり一人の残存機能の維持・向上を図る。そして、住み慣れた地域での在宅生活が長く続けられるよう支援する。

◇研修会に積極的に参加し、職員の質の向上に努める。

◇地域の皆様から必要とされる事業所を目指す。

《訪問入浴介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

- 地域生活支援事業雲南市訪問入浴サービス事業（雲南市受託事業）
 - ◇利用者様の身体状況が重度化し、かつ医療依存度が高まる中、引き続き介護者、主治医、ケアマネージャー、他の事業所との連携を図り、安心・安全な入浴サービスが提供できるよう努める。
 - ◇研修会への参加や職員間の連携を取り合うことで、サービスの質の向上に努める。

《居宅介護支援事業所おおぎ》

事業の実施地域：大東町 介護支援専門員：3名

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
- 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
 - ◇利用者様やご家族様の思いに寄り添い、相談しやすい関係を作り、より良いケアプラン作成に努める。
 - ◇医療機関や行政、他事業所、地域包括支援センターとの連携を図り、スムーズに支援が行えるよう努める。
 - ◇専門性を高めより良いサービスが提供できるよう、新たに1名の職員が主任ケアマネージャーの資格取得を目指す。

【三刀屋介護事業所】

《訪問介護事業所みとや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

- 訪問介護事業・第1号訪問事業
- 移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。
- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。
 - ◇住み慣れた地域で、利用者や家族の方のニーズにそったサービスが提供できるように努める。
 - ◇積極的に研修会に参加し、専門性を高める。
 - ◇関係機関との連携を図り、質の高いサービスを提供していく。

《相談支援事業所みとや》

- 障がい者総合支援法に基づく「特定相談支援・障がい児相談支援」事業の実施
 - ◇地域で安心して生活できるよう、利用者・家族の思いに寄り添った支援に努める。
 - ◇行政・他事業所等必要な関係機関とのネットワーク作りを深めていく。

《デイサービスセンターみとや》 ※定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

- 通所介護事業・第1号通所事業
- 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施
 - ◇利用者様やご家族の方のニーズに対応し、満足していただけるサービス提供に努める。

◇新たに理学療法士による機能訓練を導入し、利用者様の残存機能の維持・向上を図る。

◇研修会に参加し、職員の資質向上に努める。

《デイサービスセンター陽だまりの家》 ※定員 12名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

*地域密着型サービス事業

◇地域へ積極的に出かけ、地域交流を図る。

◇職員一人ひとりのスキルアップを図るため、研修会への積極的な参加。

◇専門性を持った個別援助に努める。

◇「介護者の集い」を開催しご家族の皆様の思いを理解するとともに、介護者の皆さんにリフレッシュしていただけるように努める。

《デイサービスセンターなかの》

営業日：月曜日から金曜日 ※定員 10名

サービス提供時間：9時20分～16時30分

*地域密着型通所介護

○通所介護事業・第1号通所事業

◇運営推進会議で地域の代表者等に提供しているサービスの内容を明らかにし、サービスの評価とともに、必要な要望、助言をいただく。

◇利用者の意思や人格を尊重し、地域で安心して暮らせるようサービス提供に努める。

◇音楽療法や地域の方との交流、季節にあった行事を取り入れコミュニケーションを図る。

《居宅介護支援事業所みとや》

事業の実施地域：三刀屋町

介護支援専門員：5名（うち主任介護支援専門員2名）

○居宅介護支援事業の運営

○要介護認定等調査〔雲南広域連合委託〕の受託

○介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援業務（雲南市地域包括支援センター委託）の受託

◇利用者及び家族の希望を尊重し、生活の質の維持向上が図られるよう支援する。

◇職員間の連携を深め、各事業所や医療機関とも連携を図る。

◇サービスの質の向上を図るため専門的な知識や技術の習得を積極的に行う。

【掛合介護事業所】

《訪問介護事業所かけや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○訪問介護事業・第1号訪問事業

- 移動支援事業（雲南市受託事業）の実施
- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護
 - ◇アセスメントに基づく情報共有、自立に向けた支援の実施。
 - ◇見守り、気配り、思いやりによる接遇の充実、サービスの拡充。
 - ◇利用者様、家族様の変化に注視し、今できる最善の支援を一緒に考え安心して生活できるサービス提供に努める。
 - ◇職員の資質向上に努め積極的に研修に参加する

《好老センター通所介護事業所》 ※定員 25名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時30分～16時40分

- 通所介護事業・第1号通所事業
- 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施。
 - ◇利用者様はもちろんご家族様や地域の皆様に安心・満足していただける事業所づくりに努める。
 - ◇個々の気持ちに寄り添い、ニーズに沿った支援を考え実現できるように努める。
 - ◇職員間の連携を深め、質の高いサービス提供を共に目指していく。

《居宅介護支援事業所かけや》

事業の実施地域：吉田町・掛合町 介護支援専門員：3名

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
- 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター委託〕
 - ◇住み慣れた地域での生活が継続できるよう、利用者や家族の思いに寄り添い支援に努める。
 - ◇他事業所や行政、医療機関等との連携を図る。
 - ◇専門的な知識や技術の習得に努め、サービスの質の向上を図る。

《高齢者生活福祉センター（居住）》 ※定員10名

- 生活管理指導員派遣事業（生活支援短期入所事業）の実施
 - ◇日常生活や介護に不安を持つ高齢者や、高齢者を抱える介護者の一時的な問題解決のため、一定期間居住を提供することで高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援し、社会的孤立感を解消に努める。

【小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター】

※登録定員29名（通い定員※18名・泊り定員※6名・訪問）

1. 通い・訪問・宿泊を柔軟に組み合わせ、安心した生活が住み慣れた地域で送ってもらえるように努める。
2. これまで歩んでこられた生活環境を基盤に、心身の状況や個々の思いや希望を大切にされたケアを実践する。
3. やわらかい声掛けとともに、楽しんで過ごしていただけるよう、家庭的な雰囲気を大切にされたサービス提供を行う。
4. 地域の伝統行事・イベント等に積極的に出掛ける等、地域住民の皆さんと連携・交流を図る。
5. 四季折々の豊かな自然に触れ、心に潤いをもてるような支援に努める。

4. 施設福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域に暮らす住まいとして、その人らしい生き方・生活を尊重する施設サービスを目指します。

- ▶ 地域福祉を視座とした社協らしい施設福祉の具現化に向けて、他部門とも連携した「施設の社会化・地域化」に取り組みます。
- ▶ 施設での暮らしが、その人のしあわせ＝「自分らしい輝き」の基盤となり、その人らしい生き方が実現できるように、地域とのつながりを重視した「地域に暮らす住まい」としての、高品質な施設サービスの実践を目指します。

<重点実施項目>

1. 安定した経営基盤の確立

- (1) 雲南市特別養護老人ホームの民営化方針に基づき、4月1日から事業主体者が雲南市から本会へ移管された。介護保険法・老人福祉法・医療法に基づく県への届出が完了し新たな事業者番号でスタートした。これまで以上に安定した施設経営が求められるなかで、介護老人福祉施設事業（従来型・ユニット型）の目標稼働率95%以上、短期入所事業目標稼働率95%以上として収入の確保に努めるとともに高品質な施設サービスの実践を図る。
- (2) 嘱託医、協力医療機関と連携して、利用者の異常の早期発見と早期治療により苦痛の緩和や重度化・重症化の軽減に努める。
- (3) 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携を図り、利用申込者の状態把握を定期的に行い迅速な新規利用者の受け入れができるよう対応する。

2. 安全対策（環境整備）

- (1) 消防署、消防団、広域交番、家族会、自治会と連携して避難訓練（火災・土砂災害等）を年2回実施する。
- (2) 広域交番、自治会と連携して不審者に対する情報を共有する。
- (3) 衛生委員会での巡視を毎月実施して危険個所を確認して安全対策に努める。
- (4) 利用者の状態に合わせた環境整備を行い生活事故、介護事故の未然防止しに努める。事故発生時には迅速な対応、検証を実施して「身体拘束廃止」「事故防止」の委員会を開催しリスクマネジメントの充実を図る。

3. 質の高いサービスの提供

- (1) 施設サービス計画、個別機能訓練計画、栄養計画等、多職種連携によるカンファレンス（アセスメント・モニタリング）の充実を図る。
- (2) 不適切ケアの廃止を目指す。
 - ・利用者参加型のえがお会議を定期的を開催して利用者より直接、不適切ケアの有無について確認することで虐待を防止する。

- ・身体拘束廃止委員会等により不適切ケアの調査と防止に向けた研修会を開催する。
- (3) 研修会の開催、外部研修への参加、事例検討、施設間交流を行い介護技術向上を図り、質の高いケアを追及する。
 - ・前年度、えがおの里嘱託医師、雲南市立病院地域ケア科医師、市内地域医療を考える会の協力を得て看取りについて学び合いを行った。この成果を今年度「看取りのしおり」としてまとめ、今後の看取りに立ち会う施設内の職員の不安を解消し平穏な終末期を過ごしてもらうことを目指す。
 - ・最新の福祉用具を導入して正しく使用することにより、抱えない介護を目指し、利用者の身体的な苦痛や不安の解消と職員の腰痛対策を図る。

＜施設内研修開催内容＞

- ・介護保険制度について
- ・虐待・身体拘束禁止について 2回/年
- ・事故防止について 2回/年
- ・感染症予防について 2回/年
- ・医療的ケアについて
- ・看取りケアについて
- ・褥瘡予防について
- ・認知症について
- (4) 家族会との連携。

4. 地域との交流・連携・貢献

- (1) 小中高生、専門学校生、ボランティア等を幅広く受け入れ等により自宅への外出、地域行事への参加を促進、「施設の社会化・地域化」に努める。
- (2) 地域や関係する機関との連携に努め、施設が有する能力や機能を積極的に地域へ提供し、地域福祉の拠点としての役割を果たす。

5. 情報提供・相談・苦情への対応

- (1) 利用者、家族との信頼関係を構築し、相談、要望、苦情に対しては迅速かつ丁寧な対応を行う。
- (2) 苦情相談窓口の設置、第3者委員を配置して、必要時には苦情検討会を開催し助言をいただく。
- (3) 積極的に広報を発行する等、施設の情報を提供する。

6. 人材確保・育成・定着

- (1) 新規採用職員等に対しOJTを実施して、仕事に必要な知識、技術、態度等を意図的、計画的、継続的に指導して修得させる。
- (2) エルダー制度により、相談役の存在を置くことで職員が安心して働くことができる環境づくりに努める。
- (3) 利用者の状況の変化に合わせた業務改善と福祉用具などを整備して職場環境の改善を行い人材の確保、定着を図る。

7. 年間行事予定

月	行 事	内 容
4月	お花見	木次・三刀屋方面ドライブ
5月	花祭り 笹巻づくり 花・野菜づくり	主催：掛合町仏教会 調理 玄関前花壇 プランター 苗植え
6月	家族会 梅干しづくり	事業計画・報告等 懇親会 梅干し、しそジュース
7月	七夕会	行事食
8月	納涼祭 花火大会	そうめん流し 盆踊り 等 屋台（かき氷・焼きそば等）
9月	敬老会	アトラクション 行事食 記念品贈呈
10月	運動会 ふるさと祭り 秋祭り	玉入れ 鯛釣り パン食い競争等 むかで 駅伝応援等 奉納相撲見学等
11月	収穫祭 紅葉ドライブ	行事食 吉田町 八重滝 佐田町方面
12月	忘年会・クリスマス会 そば打ち	アトラクション プレゼント 行事食
1月	新年会	お屠蘇 行事食
2月	節分祭	豆まき 行事食
3月	ひな祭り	行事食

その他の行事

- ・ 誕生日会
- ・ おやつバイキング
- ・ 料理作り
- ・ 習字
- ・ 折り紙
- ・ 掛合トランプ 等

5. 保育所受託運営事業

○ 部門ビジョン（目指す姿）

私たちは、「地域とともに健やかに」を共通の保育理念に、保育サービスを実践します。

- ▶ 地域福祉を視座とした子育て支援の具現化に向けて、行政や地域との協働のもと、地域ニーズを反映した「受託事業の機能充実」に取り組みます。
- ▶ 家族、地域、世界の宝である子どもたちが、家族を愛し、地域を愛し、世界を愛する人として健やかに育つために、地域の皆様と共に歩む、高品質な保育サービスの実践を目指します。

〈総括的事項〉

本会は、平成 22 年度から保育所運営を受託し、三刀屋保育所が 9 年目（3 年契約の最終年）、掛合保育所が 5 年目（3 年契約の中間年）を迎えます。社協が運営する保育所としての統一性とそれぞれの保育所の独自性を更に発揮し、保育の質を高めていきます。

平成 30 年度入所児童数は、三刀屋保育所が年度当初 134 人（入所率 112%）、年度末には 145 人（入所率 121%）を見込んでいます。また、掛合保育所は、年度当初 81 人（入所率 90%）、年度末には 85 人、年平均では入所率 92%と定員割れ状態を見込んでいます。

雲南市の子育て支援施策では、本年 4 月「みなみかも保育園」、「病児・病後児保育室」が開設され、幼稚園での預かり保育の実施も予定されています。本会に関係するところでは、吉田保育所と大東町の西幼稚園が 4 月から認定こども園に移行し、さらに、平成 31 年 4 月から掛合保育所と田井保育所の認定こども園化も示されました。業務委託園最初の移行になることから、スムーズに移行できるよう協議していきます。

I 雲南市立三刀屋保育所保育業務

保育の理念、保育目標、経営方針

1. 保育理念

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

2. 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

3. 児童数

在籍児童(予定)

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
人 数							
平成 30 年 4 月 1 日現在	4	24	24	27	29	26	134
平成 31 年 3 月 1 日予定	15	24	24	27	29	26	145

平成 29 年度 入所率 115% 月平均 131 人

4. 職員の職種、員数（4月1日現在）

三刀屋保育所

職員 33名（内正規職員15名）（内育児休業4名）

- ・ 所長1名 ・ 主任保育士1名 ・ 保育士23名
- ・ 看護師2名 ・ 栄養士2名 ・ 調理師2名
- ・ 事務員2名

嘱託医2名、嘱託歯科医1名

みとや病後児保育室「たんぽぽ」

職員 2名

- ・ 保育士1名 ・ 看護師1名

5. 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を生かした児童の健康増進や安全に対する取り組みを進める。

(1) 健康支援

- ・ 保護者からの児童の健康チェックカードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底を行う。
- ・ 子どもへの保健指導の実施。（うがい・手洗い・はみがき）
- ・ 看護師により出欠状況、感染症発生状況等の一早い情報提供（玄関の掲示板・保健だより）及び健康相談を行う。
- ・ 保育所内の衛生管理の徹底
児童の手洗いの徹底とうがい（BK水）の実施による感染症予防を行う。
施設内の次亜塩素酸ナトリウムによる週1回の清掃及び日常的な清掃を行う。
- ・ 体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した、5歳児水泳教室を開催する。
- ・ 毎日の継続活動として築山マラソン、築山登りなど年齢に応じた運動プログラムの実践により体力増進を図る。

(2) 安全管理

- ・ 危機管理体制の確立とマニュアルの会得。
- ・ 災害時を想定した月1回の避難訓練を実施する。訓練の方法についてマンネリ化を避け、熟慮していく。
- ・ SIDS、AEDについての研修訓練を行う。
- ・ 緊急時を想定し、一斉メールを活用した所児引き渡し訓練を行う。
（年2回の一斉メール送信確認 実際の引き渡し訓練は隔年実施）
- ・ 毎月初めの所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進を図る。
- ・ 非常災害対策としての備蓄品、紙皿等の確保を図る。

(3) 食育の推進

- ・ 地産地消を主とした安心安全な食材を提供する。
- ・ 栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- ・ 野菜栽培活動や、地域の名人さんと調理実習をするなどして、食への

関心を高める。

- ・栄養士等による月 1 回の食育のつどいを実施する。
- ・保護者に対する食育指導や、食育相談、レシピの配布、アンケート実施などを通して家庭と保育所の連携に努める。

6. 子育て支援

- ・地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育児相談を行う。
- ・子育て講演会を開催する。
- ・保育所だより、クラスだより、給食・保健だよりなど各専門を活かした情報の発信に努める。

7. 保護者との連携

- ・保護者の代表である、保護者運営委員の方々と共に行事について協議、実践(全保護者で)、反省など一連の流れを踏んで信頼関係の構築に努める。(親子遠足、運動会、夏祭りなど)
- ・ボランティアとしての参加(絵本の読み語り、絵本の修理、畑の名人さん半日保育士、おもちゃづくりなど)を募る
- ・クラス懇談会の実施
- ・のびのび(3~5歳児)の個人面談の実施

8. 職員の質の向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。

- ・全クラス年に一回保育を公開し、全職員で研修を行う。
- ・県、市、社協等主催の所外研修会へ参加する。
- ・障がい児教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加する。特別支援教育の体制を明確にする。
- ・指導助言者を招いた所内研修を実施する。
- ・掛合保育所と職員合同研修を実施する。
- ・参加した各種研修受講内容は、復命書及び口頭で報告を行い、全職員の共通理解を図る。

9. 小学校との連携

- ・情報交換
保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める。
- ・三刀屋町内の保幼小中連携協議会に所属し、連携した取り組みを計画的に実施する。
パワーアップチャレンジ部会(学力)、ふるまい向上部会(生活指導)、みんなの会(障がい)、健康づくり部会(保健)に所属
- ・三刀屋の子どもを育てる会とも連携し、一体的な活動を行う。

10. 地域との連携

地域の皆さんとの交流や支援を得ての活動を推進する。

- ・地域の支援を得ての野菜作り活動の実施
- ・笹巻き作り、餅つきや獅子舞による交流
- ・デイサービス事業所への訪問活動
- ・幼稚園及び掛合保育所との交流活動の実施

11. 病児保育事業（病後児対応型）の実施

施設定員 2 名

- ・児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な時期一時的に保育を行う。

12. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

[自己評価]

- ・職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価（年 2 回）を実施する。保育の振り返りと自己目標を明確にする。

[保育所評価]

- ・保育所内で保育所運営及び保育等について振り返り、評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

II 雲南市立掛合保育所保育業務

～地域とともに健やかに～

1. 保育理念

- ☆ 入所児童及び地域の子ども健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促す。

2. 保育目標

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを発揮し、意欲的にあそぶ子

3. 児童数

在籍児童(予定)

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 30 年 4 月 1 日現在	5	10	17	17	16	16	81
平成 31 年 3 月 1 日予定	9	10	17	17	16	16	85

平成 30 年度 入所率 92% 月平均 83 人

平成 29 年度 入所率 103% 月平均 93 人

4. 職員体制（4月1日現在）

常勤職員 32名

- ・ 所長 1名、主任保育士 1名
- ・ 保育士 18名（内 特別支援専任 3名）（育休 4名）
- ・ 看護師 1名
- ・ 栄養士 1名、調理師 3名（育休 1名）
- ・ 事務員 1名
- ・ 病児保育担当保育士 1名
- ・ ファミリーサポートセンター
アドバイザー 1名
- ・ 子育て支援センター
子育て支援員 2名
- ・ 一時預かり担当保育士 2名（非常勤）

嘱託医 1名、嘱託歯科医 1名

5. 健康及び安全

(1) 健康支援

- ・ 看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。
 - ・ 嘱託医による検診、聴力・視力検査
 - ・ 感染症予防のための衛生管理
 - ・ 手洗い・うがい・歯磨き指導
 - ・ 健康指導
 - ・ 個々の成長及び健康管理
 - ・ 生活リズム調査・睡眠の大切さの啓蒙
 - ・ 運動プログラムによる体力の増進
- ・ 保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。
 - ・ ほけんニュース・掲示板によるタイムリーな情報提供
 - ・ 健康についての相談

(2) 安全管理

- ・ 事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるようにする。
- ・ 所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。
 - ・ 月1回の災害時想定避難訓練
 - ・ 年1回の引き渡し訓練・不審者対応訓練
 - ・ 月1回の安全点検・ヒヤリハットによる安全対策の重視

(3) 食育の推進

- ・ 食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。

- ・ 地域の皆さんの協力を得ながら、所児による野菜栽培活動等を通じた食育の強化を図る。
 - ・ 給食便り・展示食・試食会等による食に関するの情報提供
 - ・ 離乳食・アレルギー食の保護者面接
 - ・ 食育相談・食育指導（栄養のお話・クッキング）

6. 子育て支援

(1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

- ・ 保育所開放・子育て相談・試食会・リフレッシュ教室
- ・ 誕生会・出前保育・子育て研修会等

(2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

- ・ 送迎サポート・預かりサポート・休日サポート・研修等

(3) 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

(4) 延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

(5) 病児保育（体調不良児対応型）事業

病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

7. 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努め信頼関係を深めていく。

- ・ 保護者会行事・一日保育士・クラス懇談・個人面談
- ・ 保育参加・子育て講演会等

8. 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・ 全職員の自己申告を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- ・ 職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
- ・ 所内研修 公開保育を行い、研修会の実施
- ・ 近隣園・所との合同研修会
- ・ 県研究大会・市研修等の研修機会の確保

- ・ 障がい児や気になる子への対応についての研修
- ・ 保育実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。

9. 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・ 保小連絡会・子どもを語る会・保小学交流会
- ・ 給食体験・学校見学・ミニ授業
- ・ 保育要録送付・校長、所長連絡会等

10. 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。

- ・ ごみゼロ大作戦・あいさつ運動・地域交流会・地域散歩
- ・ 川遊び(鮎の放流・つかみ取り)・ふる里祭り参加・栽培活動他

11. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

- ・ 保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・ 全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

以 上